

会津美里町工事請負契約約款の一部を改正する告示 新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
<p>(前払金及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 乙は、請負代金額が<u>300万円以上</u>の場合に限り、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の中間前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(前払金及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 乙は、請負代金額が<u>1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上</u>の場合に限り、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の中間前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>5～10 (略)</p>
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する経費に係る支払に充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する経費に係る支払に充当することができる。</p>